

報告 第 21 号

専決処分事項の報告の件

車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 1 月 1 日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 11 号

市長専決処分の件

車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月9日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方

愛知県稻沢市在住 個人

2 損害賠償の額

金190,632円

3 事故の態様

令和7年5月18日午後2時頃、立石漁港内において、相手方車両が側溝に設置されたグレーチングの上を通行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両が損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等は行わない。

報告 第 22 号

専決処分事項の報告の件

保育園での事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 1 月 1 日 報告

敦賀市長 米澤光治

専 決 第 12 号

市長専決処分の件

保育園での事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月18日 専決

敦賀市長 米澤光治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金5,800円

3 事故の態様

令和7年10月23日前10時20分頃、敦賀市立つるが保育園において、保育士が立ち上がる際、横に座っていた園児の眼鏡に保育士の右手が当たり、眼鏡フレームが損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等は行わない。